

第5章 社会福祉協議会の運営体制

1 現状

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として、地域に信頼されるとともに、その存在が広く認知され、確固たる基盤のもとに運営されなければなりません。

しかし、社会福祉協議会の自主財源は非常に乏しく、各業務に従事する人員を安定的に配置することが困難となっています。さらに、事務局長が兼務のほか、全職員に占める正職員の割合が1割程度と非常に低く、提供する各福祉サービスにおける責任体制の明確化が難しい状況にあります。

このようなことから、社会福祉協議会の組織や運営体制等の見直しを図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のために、中期的な展望のもとに積極的に運営基盤等の強化を図ります。

2 基本方針

社会福祉協議会の経営基盤の課題解決に向けた取り組みと、支え合い・助け合いの地域づくりの推進及び質の高い福祉サービスの提供に努めます。

3 今後の取り組み

(1) 財政基盤の強化

- ・ 会員、会費の在り方について、住民の理解促進を図ります。
- ・ 経費節減について見直しを図ります。
- ・ 新たな自主財源の確保について検討します。

(2) 職員体制の強化

- ・ より質の高い福祉サービスの提供と責任体制の明確化を図るため、自主財源の確保と併せ、事務局長の専任化及び正職員の増員について検討します。
- ・ 職員研修を計画的に実施するとともに、社会福祉士等の資格取得を推奨し、職員の自己啓発とスキルアップを図ります。
- ・ 職員の資質向上と相互の連携を図るため、村との人事交流を検討します。

(3) 業務執行体制の見直し

- ・ 既存業務及び事務処理体制の見直しを図ります。

(4) 活動基盤の強化

- ・ 村住民福祉課、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等の窓口を同一施設内に構え、保健福祉に関する相談をワンストップで受けることができる体制整備に向けて、村等関係機関と協議検討を行います。

